

愛^え顔^{がお}つなぐえひめ国体伊予市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛^え顔^{がお}つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会則第13条第5項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項等)

第2条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから愛^え顔^{がお}つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに充たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門

部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年8月13日から施行する。

2 専門委員会及び専門部会の最初の会議は、第6条第1項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず会長が招集する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 広報及び市民運動の計画に関すること。 2 観光、接伴及び歓迎装飾の計画に関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	1 開催推進総合計画の進行管理に関すること。 2 広報及び市民運動の実施に関すること。 3 観光、接伴及び歓迎装飾の実施に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会運営の計画に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 3 式典の計画に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	1 競技会運営の実施に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備の実施に関すること。 3 式典の実施に関すること。 4 その他競技式典の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿の計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生の計画に関すること。 3 医療救護及び防疫対策の計画に関すること。 4 その他宿泊、衛生及び医事に関すること。	1 宿泊及び配宿業務の実施に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生対策の実施に関すること。 3 医療救護及び防疫対策の実施に関すること。 4 その他宿泊衛生等業務の実施に関すること。
交通警備 専門委員会	1 輸送、交通及び駐車場の計画に関すること。 2 警備及び消防防災の計画に関すること。 3 その他輸送、交通、警備及び消防に関すること。	1 輸送、交通及び駐車場業務の実施に関すること。 2 警備及び消防防災対策の実施に関すること。 3 その他輸送交通等業務の実施に関すること。